

基本指針への記述のポイント（案）

施設入所者の地域生活への移行	1
入院中の精神障害者の地域生活への移行	5
障害者の地域生活の支援	9
福祉施設から一般就労への移行	11
支援の質の向上	15
計画相談支援	17
障害児支援	21

施設入所者の地域生活への移行：基本指針への記述のポイント（案）

* 現行指針では、施設入所者の地域生活への移行に関しては、地域生活への移行者の増加と施設入所者の減少を目標に定めている。新しい指針では、現行指針を踏襲した上で、具体的な成果目標の数値について直近の状況等を踏まえて見直しを行う等の改正を行うこととしたい。

1. 第一「基本的事項」において記載する事項

- (1) 施設入所者の地域生活への移行に関する基本的考え方については、従前から、入院中の精神障害者の地域生活への移行とあわせて基本指針第一の二の3において記載されており、新たな基本指針でも踏襲する。主なポイントは次のとおり。
- 地域における居住の場としてのグループホームの充実を図ること
地域移行支援・地域定着支援、自立訓練事業等の推進により、入所等から地域生活への移行を進めること
- (2) さらに、障害者支援施設についても、できるだけ入所者等の生活の質の向上を図る観点からも、一層の小規模化、個室化等を進めること、及び地域との交流が確保されるとともに地域の障害者等に対する支援を行うなど、地域に開かれていることが望ましいことを記述する。

2. 施設入所者の地域生活への移行の方向性等として記載する事項

(1) 成果目標について

現在の基本指針では、

- ・ 平成 17 年 10 月 1 日時点の施設入所者のうち 3 割以上が平成 26 年度末までに地域生活に移行
- ・ 平成 17 年 10 月 1 日時点の施設入所者数を平成 26 年度末に 1 割以上削減することを基本として設定することとされている。新しい基本指針では、直近の状況等を踏まえて成果目標の設定を次のとおり行うこととしたい。

施設入所者に対する地域生活移行者の割合

基準点については、従来の平成 17 年 10 月 1 日時点ではなく、平成 25 年度末時点とする。

(理由)

- ・ 次期計画において必要な障害福祉サービス量を見込む際の数値目標を設定

するにあたり、地域の実情や地域生活移行の対象となる者の現状を踏まえ、できるだけ直近の施設入所者数により設定することが望ましいこと

- ・ 基準点を仮に従前（平成 17 年 10 月 1 日時点）通りとした場合、施設入所者の入退所の繰り返しにより、都道府県によっては移行率が大きくなる場合も想定されること

地域生活移行者の数については、平成 25 年度末時点の施設入所者の（P）%以上が平成 29 年度末までに地域生活に移行することを基本として成果目標を設定するものとする。

ただし、各市町村及び都道府県において、現在の障害福祉計画でそれぞれ定めている平成 26 年度末までの地域生活移行者の割合の実績が同計画に定める目標に満たないと見込まれる場合には、新しい計画を定める際には、上記の（P）%に、平成 26 年度末時点で未達成と見込まれる割合を加味して成果目標を設定するものとする。

施設入所者の削減率

基準点については、上記の地域生活移行者の割合と同様の考え方から、平成 25 年度末時点とする。

施設入所者の削減については、平成 29 年度末時点での施設入所者を平成 25 年度末時点における施設入所者から （P）%以上削減することを基本として成果目標を設定するものとする。

ただし、各市町村及び都道府県において、現在の障害福祉計画でそれぞれ定めている平成 26 年度末までの施設入所者削減率の実績が同計画に定める目標に満たないと見込まれる場合には、新しい計画を定める際には、上記の（P）%に、平成 26 年度末時点で未達成と見込まれる割合を加味して成果目標を設定するものとする。

なお、障害児入所施設への入所者のうち 18 歳以上になっている者（ ）については、次期計画においては、従前のとおり施設入所者の算定の対象外とする。

（ ）現行指針の抜粋

- ・ ・ ・施設入所者数の設定に当たっては、新たに施設へ入所する者の数は、 ・ ・ ・整備法による改正前の児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に規定する指定知的障害児施設等（以下「旧指定施設等」という。）に入所していた者（18

歳以上の者に限る。)であって、整備法による改正後の法に基づく指定障害者支援施設等の指定を受けた当該旧指定施設等に引き続き入所しているもの(以下「継続入所者」という。)の数を除いて設定するものとする。

(2) 活動指標について

各都道府県・市町村が、以下に掲げる活動指標の見込値を見込む際には、上記の成果目標を踏まえて設定するものとする。また、中間評価等においては、当該活動指標ごとの実績を把握し、成果目標の達成状況の評価・分析を行うものとする。

考慮すべき事項 類型	現に利用している者の数	障害者等のニーズ	平均的な一人当たり利用量	施設入所者の地域生活への移行（成果目標）	入院中の精神障害者の地域生活への移行うち地域生活への移行後に当該サービスの利用が見込まれる者の数
生活介護の利用者数、利用日数					
自立訓練（機能訓練）の利用者数、利用日数					
自立訓練（生活訓練）の利用者数、利用日数					
就労移行支援の利用者数、利用日数		1			
就労継続支援（A型）の利用者数、利用日数		2			
就労継続支援（B型）の利用者数、利用日数					
短期入所（福祉型、医療型）の利用者数、利用日数					
共同生活援助の利用者数					
施設入所支援の利用者数		3		5	
地域福祉支援（地域移行支援に限る。）の利用者数					
地域福祉支援（定着支援に限る。）の利用者数		4			

- 1：特別支援学校卒業者等新たに就労移行支援事業の対象者と見込まれる者の数を含む
- 2：地域の雇用情勢等も勘案して必要なサービス量を見込む
- 3：グループホーム等での対応が困難な者といった真に必要と判断される数を含む
- 4：単身である障害者の数・居住している家族による支援を受けられない障害者の数を含む
- 5：減少する方向で見込む

入院中の精神障害者の地域生活への移行：基本指針への記述のポイント (案)

* 現行指針では、入院中の精神障害者の地域生活への移行に関しては、1年未満の平均退院率と5年以上入院かつ65歳以上の者の退院者数について目標を定めている。新しい指針では、現在検討している「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針(案)」の内容を踏まえ、入院後3ヶ月時点の退院率、入院後1年時点の退院率及び在院期間1年以上の長期在院者の退院者数を新たな目標とすること等の改正を行うこととしたい。

1. 第一「基本的事項」において記載する事項

入院中の精神障害者の地域生活への移行に関する基本的考え方については、従前から、施設入所者の地域生活への移行とあわせて基本指針第一の二の三において記載されており、新たな基本指針でも踏襲する。主なポイントは次のとおり。

地域における居住の場としてのグループホームの充実を図ること
地域移行支援・地域定着支援、自立訓練事業等の推進により、入所等から地域生活への移行を進めること

2. 入院中の精神障害者の地域生活への移行の方向性等として記載する事項

(1) 成果目標について

従前の成果目標については、平成16年の「改革ビジョン」における目標値である1年未満群の平均残存率に関する目標(24%以下)、1年以上群の退院率目標(29%以上)をベースとして、より具体化する着眼点として、「1年未満入院者の平均退院率」、「5年以上かつ65歳以上の退院者数」の成果目標を設定することとしていたところ。

今般、精神保健福祉法に基づく「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」で示された方向性を踏まえ、従前の成果目標に換えて、以下の3つの成果目標を新たに設定することとする。なお、成果目標の具体的な内容については、これまでの実績等から、どのように設定するか現在精査しているため、次回以降の部会でお示しすることとしたい。

- ・ 入院後3ヶ月時点の退院率の上昇
- ・ 入院後1年時点の退院率の上昇

- ・ 在院期間1年以上の長期在院者の退院者数の増加

(2) 活動指標について

各都道府県・市町村が、以下に掲げる活動指標の見込値を見込む際には、上記の成果目標を踏まえて設定するものとする。また、中間評価等においては、当該活動指標ごとの実績を把握し、成果目標の達成状況の評価・分析を行うものとする。

考慮すべき事項 類型	現に利用している者の数	障害者等のニーズ	平均的な一人当たり利用量	施設入所者の地域生活への移行(成果目標)	入院中の精神障害者の地域生活への移行のうち地域生活への移行後に当該サービスの利用が見込まれる者の数	福祉施設利用者の一般就労への移行者数(成果目標)
自立訓練(生活訓練)の利用者数、利用日数						
就労移行支援の利用者数、利用日数		1				
就労継続支援(A型)の利用者数、利用日数		2				
就労継続支援(B型)の利用者数、利用日数						
短期入所(福祉型、医療型)の利用者数、利用日数						
共同生活圏の利用者数						
地域相談支援(地域移行支援に限る。)の利用者数						
地域相談支援(定着支援に限る。)の利用者数		3				

- 1：特別支援学校卒業生等新たに就労移行支援事業の対象者と見込まれる者の数を含む
- 2：地域の雇用情勢等も勘案して必要なサービス量を見込む
- 3：単身である障害者の数・居住している家族による支援を受けられない障害者の数を見込む

3 . その他

医療計画における基準病床数の見直しについて

基本指針における目標の達成状況を踏まえつつ、医療計画の次期見直し（平成 30 年度からの実施分）において、基準病床数（の算定式）の見直しを行うことができるよう、現在の指針にある医療計画における基準病床数の見直しに係る記載を残すこととする。

（ ） 現行指針の抜粋

・・・またこれと併せ、医療計画（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の 4 第 1 項に規定する医療計画をいう。以下同じ。）における基準病床数の見直しを進める。

医療計画との関係について

入院中の精神障害者の地域生活への移行に係る成果目標の達成に当たっては、地域の医療サービスに係る体制の整備が重要であり、特に医療計画との関係に留意する旨を記載。

障害者の地域生活の支援：基本指針への記述のポイント（案）

- * 新しい指針では、「障害者の地域生活の推進に関する議論の整理」(平成 25 年 10 月 11 日：障害者の地域生活の推進に関する検討会)を踏まえて、新たに今後の地域における障害者の生活支援のために求められる機能の内容や拠点整備の方向性等について記載することとしたい。

1. 第一「基本的事項」において記載する事項

現行指針第一の一「基本理念」の中で、「サービス提供体制整備」の一環として、今後、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた視点に立ち、地域において求められている相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受け入れ・対応、専門的な対応、地域の体制づくり等の機能を強化すること、その際、相談支援を中心として、学校からの卒業、就職、親元からの独立等、生活環境が変化する節目を見据えた中長期的視点に立った継続した支援を行うことを記載する（*資料 2 - 1 の 1 . (2) の再掲）。

2. 地域生活支援の機能強化のための体制整備の方向性等として記載する事項

- (1) 現行指針第一の二の「障害福祉サービス提供体制確保の基本的な考え方」の 3 でグループホームの充実等について書かれている部分を拡充し、
- ・ 都道府県及び市町村が、上記 1 . による障害者の地域生活支援の機能をさらに強化するために、各地域内で、それらの機能の集約又はグループホーム又は障害者支援施設に付加した拠点の整備を図ること、その際、当該障害者支援施設は、一層の小規模化等を進めること及び地域に開かれたものとする必要があること
 - ・ 拠点の整備としてではなく、地域において既存の施設・事業者が機能を分担して担う面的な機能整備によることも可能であるが、その際には、個々の機能の有機的な連携により効果的な支援が確保されていることが必要であること等を記載する。
- (2) また、上記 (1) を踏まえて、障害者の地域生活を支援する機能を持った拠点等について、平成 29 年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも 1 つの拠点等を整備することを障害福祉計画の成果目標として新たに設定する。
- (3) さらに、現行指針第三の二（市町村計画）及び第三の三（都道府県計画）において、上記に関して計画に定める事項として次の内容を記載する。

(市町村計画における地域生活支援拠点の整備)

- ・ 地域レベルでの取組の基礎とするため、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、課題に応じてどのような機能をどれだけ整備していくかについて、各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況や基幹相談支援センターの設置の有無等、各地域の個別の状況に応じ、協議会等の場を用いて、関係者や障害当事者が参画して検討する。検討に当たっては、都道府県の計画とも調和が保たれたものとする。

(都道府県計画における地域生活支援拠点の整備及び市町村の支援等)

- ・ 上記における各市町村の検討について、各市町村を包括する広域的な見地から、施設入所支援の利用者見込み等を集約することにあわせて各市町村から聞き取りを行い、都道府県の計画との調整を図る。また、各地域における整備を進めるにあたって必要な支援を行う。

福祉施設から一般就労への移行：基本指針への記述のポイント（案）

- * 現行指針では、福祉施設から一般就労への移行に関しては、福祉施設の利用者のうち就労移行支援事業を利用する者の割合の増加、就労継続支援事業の利用者のうち A 型を利用する者の割合の増加等为目标に定めている。新しい指針では、具体的な成果目標について直近の状況等を踏まえて見直しを行う等の改正を行うこととしたい。

1. 第一「基本的事項」において記載する事項

福祉施設から一般就労への移行については、従前から、基本指針第一の二の4において「就労移行支援事業等の推進により、障害者の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場を拡大する」と記載されており、新たな基本指針でも踏襲する。

2. 福祉施設から一般就労への移行の方向性等として記載する事項

(1) 成果目標について

現在の基本指針では、

- ・ 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて平成 26 年度中に一般就労に移行する者が、平成 17 年度の一般就労への移行実績の 4 倍以上とすることが望ましいこと
- ・ 平成 26 年度末における福祉施設の利用者のうち 2 割以上の者が就労移行支援事業を利用するとともに、平成 26 年度末における就労継続支援事業の利用者のうち 3 割以上の者が就労継続支援（A 型）事業を利用することを目指すこと

とされている（*福祉施設利用者数については、施設入所者からの地域生活への移行と同様に、障害児入所施設への入所者のうち 18 歳以上になっている者（継続入所者）を除く）。新しい基本指針では、直近の状況等を踏まえて次のとおり見直しを行うこととしたい。

当該目標に係る「福祉施設」の範囲

就労移行支援事業、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）

福祉施設の利用者のうち一般就労への移行者の増加割合

平成 24 年度の一般就労への移行実績の 2 倍以上とすることが望ましいものとする。

(考え方)

第2期障害福祉計画の平成21年度実績(3,960人)から平成23年度実績(6,501人)の推移は1.64倍となっており、また、年間の移行率も増加傾向にあるため、自治体の第4期障害福祉計画策定時点で把握可能な平成24年度実績から2倍以上とすることを目指すもの。

就労移行支援事業の利用者の増加

平成29年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成25年度末の利用者数から6割以上増加させることが望ましいものとする。

(考え方)

平成24年度末実績(26,426人)から過去5年実績による平均増加率は約14%増となっており、平成29年度末の就労移行支援事業利用者の推計は、49,885人となるため、自治体の障害福祉計画策定時点で把握可能な平成25年度末の利用者数と比較して6割以上増加することを目指すもの。

就労移行支援事業所ごとの就労移行率の増加

平成29年度末において、就労移行支援事業所のうち就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることが望ましいものとする。

(考え方)

就労移行率が3割以上の事業所の平成23年度実績(27.1%)から過去5年実績による平均増加率は2.6%増となっており、平成29年度の就労移行率の推計は42.7%となるため、一般就労が進んでいる事業所が全体の5割以上となることを目指すもの。

(2) 活動指標について

従来、目標として設定していた事項については、整理した上で、成果目標を達成するための活動指標を次のとおり設定する。

就労移行支援事業の利用者数

就労移行支援事業等から一般就労への移行者数

(就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型)

公共職業安定所におけるチーム支援による福祉施設の利用者の支援件数

障害者の多様な委託訓練事業の受講者数

障害者試行雇用事業の開始者数

職場適応援助者による支援の対象者数

障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数

就労移行支援事業の利用者数については、成果目標として設定しているが、障害福祉サービスの1つとして定期的な分析・評価が可能であることから、活動指標の1つとしても扱うものとする。

福祉施設からの就労移行者数については、事業別に把握していくことも必要であるため、活動指標の一つとして扱うものとする。

公共職業安定所経由による福祉施設の利用者の就職件数は、平成24年度実績(7,406人)が第3期障害福祉計画の目標値の95.3%の水準にあり、連携は進んでいると考えられるため、の目標に変更する。

就労継続支援A型事業の利用者数に係る目標について、平成26年度推計では、全体の目標を達成する見込みであるため、新しい指針では成果目標とはしないが、自治体間でバラツキもあることから、日中活動系サービス確保の一環としても、活動指標としての見込量の設定に当たって地域の雇用情勢等も勘案して必要なサービス量を見込むことを定める。

(第3期障害福祉計画における推計)

平成26年度の目標が全体で14.5%に対し、平成26年度推計では15.0%の見込み。都道府県別に見ても、30自治体で県自らが定める目標を達成する見込みである。

以下に掲げる活動指標の利用者数や利用量を見込む際には、当該成果目標を踏まえて設定すること。また、中間評価等においては、上記活動指標を含めた活動指標ごとの実績を把握し、成果目標の達成状況の評価・分析を行うこと。

考慮すべき事項 類型	現に利用している者の数	障害者等のニーズ	平均的な一人当たり利用量	施設入所者の地域生活への移行(成果目標)	入院中の精神障害者の地域生活への移行(成果目標)	福祉施設利用者の一般就労への移行者数(成果目標)
就労移行支援の利用者数、利用日数		1				

1：特別支援学校卒業者等新たに就労移行支援事業の対象者と見込まれる者の数を含む

支援の質の向上：基本指針への記述のポイント（案）

* 現行指針では、都道府県障害福祉計画の作成に関する事項の中で、サービスの質の向上のために講ずる措置が記載されている（研修、第三者評価、障害者虐待防止）。新しい指針では、このうち、研修及び障害者虐待防止について、記述の追加・修正を行うこととしたい。

（１）研修関係

- ・ 行動障害を有する者の特性に応じた支援を、一貫性を持って実施できるよう、施設職員や居宅介護職員等に対し、強度行動障害支援者養成研修を実施することとしていることを記載する。
- ・ 精神障害者や罪を犯した障害者の特性に応じた適切な支援が実施できるよう、保健所、精神保健センター又は地域生活定着支援センター等との連携による精神障害者等の専門分野別の研修等地域の実情に応じた研修に取り組むことが望ましいことを記載する。

（２）障害者虐待防止関係

- ・ 現行指針に沿って以下の内容を記載する。
 - 指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権擁護、虐待防止等のため、責任者を置く等の必要な体制を整備し、従業員に対して研修を実施する等の措置を講じなければならないこと
 - 都道府県や市町村においては、障害者虐待の防止と対応に関するマニュアルに沿って、都道府県権利擁護センター、市町村虐待防止センターを中心として関係機関からなるネットワークの活用、虐待事例の未然防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発防止等に取り組むことが重要であること、また地域の実情に応じて高齢者や児童の虐待防止に対する取組とも連携しながら、効果的な体制を構築することが望ましいこと（*高齢者等の虐待防止との連携については新規記載）
 - 権利擁護の取組として、障害者への成年後見制度の利用支援や後見等の業務を適正に行うことができる人材育成・活用の研修を行い、成年後見制度の利用を促進する必要があること（*新規記載）

⑥ 計画相談支援：基本指針への記述のポイント（案）

- * 現行指針では、平成 27 年度に向けたサービス等利用計画の作成数の増加に向けた体制の拡充について中心的に言及されているが、新しい指針は平成 27 年度以降を期間とすることから、内容の充実に向けて、関係者のネットワークの強化等を中心とした記述に改めることとしたい。

1. 第一「基本的事項」において記載する事項

- (1) 現行指針における記載の基本的な部分は新たな指針にも引き継ぐ。主なポイントは次のとおり。
- ① 障害者等、とりわけ重度の障害者等が地域において自立した日常生活・社会生活を営むためには、地域相談支援や障害福祉サービスの適切な利用を支える相談支援体制の構築が不可欠であること
 - ② 市町村では、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを設置することが望ましいこと
 - ③ 都道府県・市町村では、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族等の関係者により構成される協議会を置くように努めなければならないこと
- (2) 上記に加え、支援の質のさらなる向上を図る観点から事項を追加する。主なポイントは次のとおり。
- ① サービス等利用計画の作成については、まずは支給決定に先立ち必ず作成されるような体制の維持が重要であり、平成 27 年度以降の利用者数の増加等に応じてさらなる体制を確保する必要があること
 - ② その上で各サービス等利用計画においては、利用者の状態像や希望を勘案し、連続的かつ一貫性を持った障害福祉サービス等が提供されるよう総合的な支援を行うとともに、利用者の生活状況を定期的を確認の上、必要に応じた見直しが行われなければならないこと
 - ③ 都道府県・市町村では、その役割に応じて相談支援事業所の充実、人材の育成支援、専門的な指導助言等の他、社会的基盤の整備の実情を的確に把握して必要な施策を確保していかななければならないこと
 - ④ 障害者支援施設の入所者へのサービス等利用計画の作成やその後のサービス等利用計画の実施状況の把握（利用者についての継続的な評価を含む。）を行うことを通じて、地域移行のための支援に係るニーズが顕在化すること等を勘案し、計画的な地域移行支援の提供体制の確保を図る必要があること
 - ⑤ 障害者支援施設等や精神科病院から地域生活へ移行した後の地域生活の定着

はもとより、現に地域生活を送っている障害者がそのまま住み慣れた地域で生活できるようにするため、地域定着支援の提供体制の充実を図っていくことが重要であること

- ⑥ 協議会では、関係者の有機的な連携の下で地域の課題の改善に取り組むとともに、都道府県及び市町村が障害福祉計画を定めた際の積極的な提言を行うこと
- 協議会の運営においては、部会の開催（例：医療を必要とする者に関する医療機関や保健所との連携）等を通じた活性化や専門機関との連携の確保（例：都道府県・指定都市では発達障害者支援センターとの連携）を進めることが望ましいこと

2. 相談支援の体制整備の方向性等として記載する事項

- (1) 平成 27 年度の時点では、すべての支給決定に先立ちサービス等利用計画の作成が行われることが前提となっており、上記の基本的考え方の中でも、まずは支給決定に先立ち必ずサービス等利用計画が作成されるような体制の維持が重要であると記載していることから、体制整備を進めるために目指す「成果目標」として特段の数値目標をたてることはなじまないものとする。
- (2) また、サービス等利用計画の作成による総合的な支援を通じた生活の質の向上等の内容は、サービス利用者個々人で異なることから、それらについて「成果指標」として数値目標を設定することも困難である。（なお、サービス等利用計画の内容に関する定期的なモニタリングにより、サービス利用者個々人の生活の状況を確認した上で必要に応じてサービス内容の見直し等を行うことも制度に組み込まれており、その中で支援の質が担保されているところである。）
- (3) 一方、計画相談支援の利用者数を「活動指標」とし、各市町村において、障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者数等を踏まえて見込みをたてるものとする。また、各市町村及び各市町村の状況を集約した都道府県においては、平成 27 年度以降の利用者数の増加等に応じてさらなる体制確保策を定めるよう努めるものとする。

(参考)

(1) 計画相談の現状

① 障害者総合支援法に基づくサービスの利用に当たっては、相談支援事業者が作成する「サービス等利用計画」が必要。(※児童福祉法に基づく障害児支援については「障害児支援利用計画」)

* 平成 22 年 12 月成立の「つなぎ法」による関係法令改正の施行（平成 24 年 4 月）。完全施行となる平成 27 年 4 月からは全例で計画が必要となるが、それまでの間は経過措置として、市町村が必要と認めた場合に作成することとされている。

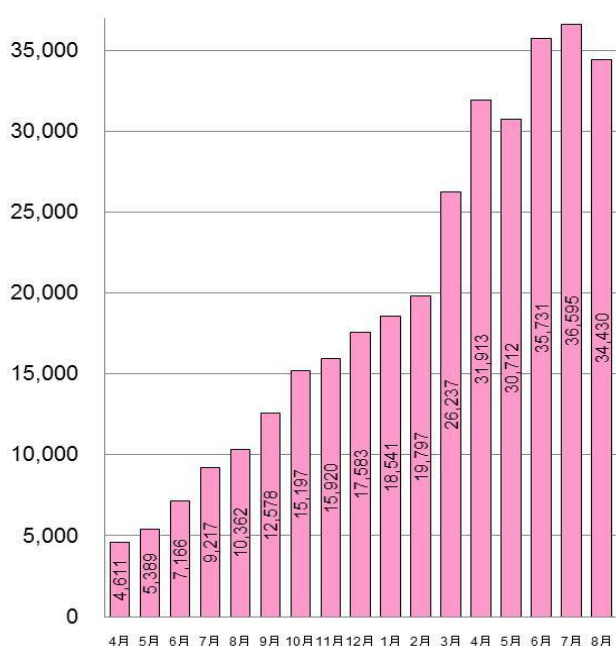
* 各事業所で計画を作成する相談支援専門員には、高い能力が求められるため、一定の実務経験に加えて都道府県等が主催する研修の修了を義務づけている。

② 平成 27 年度から利用者全員について計画が適切に作られるための体制づくりが必要。

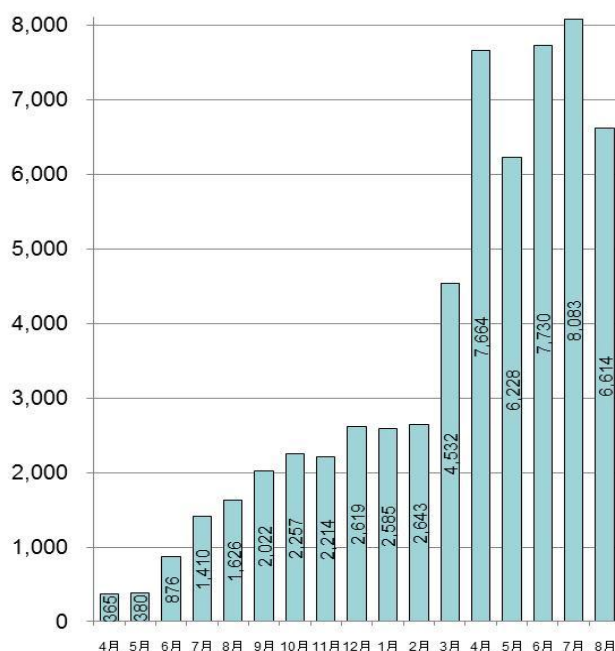
* 障害福祉サービス利用者 67.8 万人、障害児支援利用者 13.0 万人（H25. 8 月）

* 障害福祉計画（H24～H26）では、支給決定の更新及びモニタリングも合わせて平成 27 年度から全例に対応するためには、平成 26 年度は平均して毎月 18.9 万件に対応できるような体制になっている必要があると見込んでいる一方、平成 25 年 8 月を見ても月 3.4 万件にとどまっており、平成 27 年度から全例に対応できるような体制を作るためにはさらに取組を進める必要がある。

計画相談支援



障害児相談支援



- ③ 一方、都道府県別で状況を見ると、計画作成の進捗状況に大きな違いがあり、最も進んでいるところが現在のペースを維持できれば、平成27年4月には全例についてサービス等利用計画を作成することが可能な体制となる見込みだが、一方、最も進んでいないところの進捗率はその6分の1に留まっている状況。

また、進んでいるところ程、1事業所当たりの報酬額が高く、件数が増えれば事業所運営も安定化する傾向。

→ 進んでいるところのペースをいかに維持させ、進んでいないところをいかに底上げするかが今後の対策のポイント。

(2) 今後の対応

- ① 毎年実施している全国担当課長会議や相談支援従事者指導者養成研修に加えて、今年度においては、11月29日に市町村セミナーを実施。また、出席希望が予定の2倍(300名分)寄せられたため、1月には2回目のセミナーを実施予定。その中で、

- ・ 計画相談支援の運営や計画作成の趣旨を再度、周知の上、啓発を進める。
- ・ 市町村の職員に対して、サービス等利用計画の作成が進まない原因や対策の説明、作成が進んでいる自治体の事例の紹介等を行い、市町村と相談支援事業所の連携の重要性を周知する。

- ② 引き続き、養成研修の実施等を通じた相談支援専門員の確保を各都道府県に要請する。

※ 研修修了者は6万弱の一方、相談支援専門員従事者は約9千人(24年度)。既修了者の活用等も今後想定される。

- ③ その他、今後の状況を踏まえつつ、さらに対策を進める予定。

障害児支援：基本指針への記述のポイント（案）

* 現行指針では、根拠法が異なることから、児童福祉法に基づく障害児支援（児童発達支援センター、障害児入所支援等）への言及は限られている。一方、今後、子育て支援全体に関して子ども・子育て支援法に基づく都道府県・市町村の計画が作成され、その中で障害児支援について言及されること等も踏まえ、新しい指針では障害児支援についても言及し、利用児童数の見込み等を定めることとしたい。

1. 第一「基本的事項」において記載する事項

- (1) 子ども・子育て支援法に定められている「子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」という基本理念を記載する。
- (2) 障害児について、子ども・子育て支援法に基づく教育・保育等の利用状況も考慮しつつ、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、児童福祉法に基づく障害児支援等の専門的な支援を確保することを記載する。
- (3) 共生社会の形成促進の観点から、教育・保育等とも連携を図った上で、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を障害児及びその家族に対して身近な場所で提供する体制の構築が重要であることを記載する。

2. 障害児支援の体制整備の方向性等として記載する事項

- (1) 障害児支援についての記載は義務的な形にはならないこと（*後述）子育て支援そのものを取り巻く状況について地域によって大きな違いあることを踏まえ、基本指針において一律に「成果目標」を示すことは行わない。
- (2) 一方、児童福祉法に定める次の6つの支援類型及び障害児相談支援の利用児童数等を「活動指標」とし、各市町村において、地域における児童数の推移等を踏まえて見込みをたてるよう努めるものとする。各市町村及び各市町村の状況を集約した都道府県においては、必要に応じて各支援の確保策を定めるよう努めるものとする。

サービスの種類	現に利用している障害児の数	障害児等のニーズ(*1)	平均的な一人当たり利用日数	地域における児童数の推移	保育所等での障害児の受入状況	入所施設から退所後に利用が見込まれる障害児の数
児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、医療型児童発達支援の利用児童数、利用日数						
障害児相談支援の利用児童数		(*2)				
障害児入所施設(福祉型、医療型)の利用児童数						

(*1) 各都道府県・市町村においては、障害児支援に関するニーズ調査についても、障害福祉計画の作成に先立ち、障害福祉サービス等へのニーズ調査に併せるなどして実施することが望ましいことを記載

(*2) 障害児通所支援の利用児童数を見込む

(3) その他、障害児支援のための基盤整備を進める上で重視すべき事項について、各都道府県・市町村は次のとおりのポイントで定めるよう努めるものとする。

児童発達支援センター等を中核とした地域支援体制の整備

- ・ 児童発達支援センター・障害児入所施設の専門的機能の強化、地域における中核的支援施設として位置づけ、児童発達支援事業所等との連携等について記載する。
- ・ 児童発達支援センターにおける保育所等訪問支援等の実施、障害児入所施設におけるショートステイや親子入所の実施等について記載する。

子育て支援に係る施策との連携

- ・ 障害児支援の体制整備にあたっては子ども・子育て支援法に基づく施策や母子保健等との十分な連携を図ること、このために各都道府県・市町村内で障害児支援担当部局と子育て支援担当部局との連携体制を確保することについて記載する。

教育との連携

- ・ 就学時及び卒業時における支援体制の円滑な移行、学校と障害児通所支援事業所等の緊密な連携等を図ること、このため各都道府県・市町村内で障害児支援担当部局と教育委員会との連携体制を確保することについて記載する。

特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備

- ・ 重症心身障害児など医療的ケアが必要な障害児に対する支援の基盤整備強化、福祉、医療、教育などの協働による総合的な支援体制の構築等について記載する。
- ・ 虐待を受けた障害児等に対しては、障害児入所施設において小規模なグループによる療育や心理的ケアを提供することにより、障害児の状況等に応じたきめ細やかな支援を推進することについて記載する。

障害児通所支援・入所支援の一体的な方針策定

- ・ 都道府県が、通所支援の広域的な調整と入所支援の体制整備の双方の視点から、障害児入所支援の必要な量の見込及びその量の確保策を含めた一体的な方針策定を行う必要があること等について記載する。

3. その他

(1) 障害福祉計画における位置づけ

障害児から障害者へと切れ目の無い支援体制の構築が重要であること、障害児についても一部の障害福祉サービス（居宅介護、短期入所等）を利用することができること等を踏まえると、障害福祉サービスの提供体制を確保する上では、障害児支援の体制についてもあわせて検討することが重要である。

したがって、障害福祉計画において定めるよう努めるものとされている「その他の関係機関との連携（法第88条第3項第2号又は法第89条第3項第4号）」の一環として、児童福祉法に基づく障害児通所支援及び障害児入所支援の体制整備に関する方向性等を障害福祉計画と一体のものとして都道府県・市町村において作成することを想定し、関係する事項を基本指針に記載する。

(2) 子ども・子育て事業計画との関係

都道府県及び市町村が障害福祉計画を定めるに当たっては、現在定められている障害者計画、地域福祉計画等に加えて、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」とも調和が保たれたものとする必要がある旨を追記する。